

長崎砂糖考(4)

本会幹事

村崎春樹

砂糖の価格

砂糖は、主に大阪において取引がされており、当時の物価を見る意味で広島のお米一石並びに出島砂糖や氷砂糖、大白糖との価格を比べて見ると次の様になる。

(番号の意味は下の註参照)

和年(西暦)	①	②	③	④	⑤
享和2年(1802)	3.5	4.5	4.0	6.5	76.5
文化2年(1805)	3.9	7.7	3.95	5.1	60.3
文化12年(1815)	2.38	5.85	2.13	5.5	68.9
文政元年(1818)	2.70	11.50	2.50	12.00	55.30
文化3年(1820)	3.8	13.10	3.9	7.5	59.0
文政10年(1827)	3.00	7.00	0.50	6.80	59.20
天保8年(1837)	4.80	7.50	3.80	5.00	161.10
天保12年(1841)	3.9	8.8	3.8	5.6	64.5
弘化4年(1847)	3.8	14.3	3.0	8.8	87.7
嘉永6年(1853)	4.8	10.5	3.8	5.5	102.1

註:①出島砂糖(匁/斤)②氷砂糖(匁/斤)③大白砂糖(匁/斤)④雪白砂糖(匁/斤)⑤広島米(匁/石)

輸入品である出島砂糖は、国内産の大白砂糖より高価であるが雪白砂糖よりは安価と見られる、また文化3年までは一般的な価格の変動を上回る変動をしているが、それ以降は同じレベルで変動している、それまでは砂糖は、米などの商品に比べて品薄であつた

が、以降はある程度需給バランスが安定したものとおもわれる。これは国内産の砂糖が安定供給できる体制ができたことを伺わせる。



ただ、氷砂糖は国内での自給が出来ず輸入品に頼っており、価格も変動がはげしかった。

江戸中期の銀1匁は、現在の貨幣価値換算すると凡そ2,000円になることから享和2年の砂糖600gは出島砂糖で7,000円となる。さらに氷砂糖は弘化4年には600gで28,600円であつた。

抜け荷としての砂糖の

長崎の事件記録とし、長崎奉行所に伝わる『犯科帳』には、多くの抜け荷(密貿易)事件の判例の記録されている。

(1)寛政7年(1795)

本籠町 傳吉(34才)は、過去に新地で作業中に銘丹を盗み敲(たたき)居町払いの処罰を受けていたにも、かかわらず同じ町内の四米之助と共謀して唐人屋敷塙外番所の番人を買収し、内にいる唐人と打合せ寛政6年(1794)2月16日夜中に唐人屋敷外圍竹垣が壊れている所をおしわけて侵入、唐人に会い糺(かわうそ)皮3枚と交換した砂糖3包を錢6貫2百文で売却して山分けした。また同月18日夜にも無宿文蔵と密貿易を目論見垣の外にいた。このため老中松平伊豆守の決裁にて獄門となった。

(2)寛政5年(1793)

元銅座跡欠落(けつらく)無宿 源次郎は、氷砂糖10斤4合を、既に密貿易で遠島となった要助から頼まれて、死亡した弥助に売却して、仲介料錢80文(2,400円)を受取った。この品物は、密貿易品である疑が濃厚であるため、五十敲の上で追払佐渡金山の水汲人足とする処罰を受けた。

この他に共犯で逃亡して取調を逃れていた元今魚町欠落永尋立婦(けつらくながたづねたちかえり) 善三郎が帰ってきてため五十敲追払いの処罰を受けた。

また北馬町松之助は、密貿易の砂糖を売買したとして町頂けの上罰金3貫文(約90千円)と10日間の押込の処罰を受けた。

(3)寛政4年(1792)

江戸町の兵次と政次郎は、12月丑六番船荷卸のときに唐船から荷を運ぶ船の水夫であつた事を利用して唐人に会い干鮑(ほしあわび)10斤と蘇木10斤、氷砂糖3斤、白砂糖4斤、鼈甲2枚を交換し、水砂糖と蘇木は庄八に、白砂糖は錢7貫700文(約231千円)で勝平に、鼈甲は兵次から2貫500文(約75千円)のみよに売払した。売払総額は錢10貫200文(約306千円)で、兵次が6貫348文(約190千円)、政次郎は3貫848文(約115千円)に山分けした。

処罰は入墨百敲輕追放であつた。

(4)寛政6年(1794)

唐船方日雇 西中町 作次郎 寅24歳 は11月27日寅八番船丸荷役のとき、唐船の中で砂糖落こぼれたものを報告せず、自分の給料として砂糖をかくし取った。処罰としては町預の上唐仕役場への立入禁止と5日間の手鎖となつた。

(5)寛政7年(1795)

唐船方日雇 上筑後町 乙五郎 卯29歳 今魚町 忠兵衛 卯41歳 西中町 直吉 卯34歳 らは4月25日卯三番船丸荷役の作業中上廻りに砂糖が落ちて散乱しているのを出入口の筵の下より発見して役人に報告せず4斤程手拭に包み持帰るつもり繁番の水夫伊平に預けた。このため唐紅毛役場への立入禁止と10日間の手鎖となつた。又伊平も同じ処罰を受けた。

(6)享和2年(1802)

袋町 岡村屋惣兵衛 本古川町 原 六郎兵衛 西浜町 升屋源蔵の3人は肥後国製の砂糖を購入した事は、肥後間役より長崎奉行所へ届出であつたが、大阪への回送しようとしたことは、奉行所への許可願が出されていないため、違法であるとして罰金3貫文と対象の砂糖は、肥後送り返しか、または肥後屋敷へ返却する事を命じられた。(次号に続く)